

企業設置奨励条例

1. 目的

企業が市内において事業を行う施設設備の設置に対し、奨励措置を行うことにより、地域産業の振興と雇用機会の増大を図ることを目的としています。

2. 概要

■企業設置奨励条例（設備投資に対する支援）

要件	次のいずれにも該当すること																																										
	① 業種の要件は下表のとおり																																										
	② 取得固定資産（土地・家屋、償却資産）が新設の場合は3,000万円以上、増設については1,000万円以上																																										
	③ 増加する常用従業員数																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業の名称</th> <th rowspan="2">小規模 企業者の 定義</th> <th colspan="3">日本標準産業分類における区分</th> <th colspan="2">増加常用従業員数</th> </tr> <tr> <th>大分類</th> <th>中分類</th> <th>小分類</th> <th>小規模 企業者以外</th> <th>小規模 企業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業</td> <td>20人以下</td> <td>製造業</td> <td></td> <td></td> <td>3人 R9.3.31 まで</td> <td>2人 R9.3.31 まで</td> </tr> <tr> <td>旅館業</td> <td>20人以下</td> <td>宿泊業、 飲食サービス業</td> <td>宿泊業</td> <td></td> <td rowspan="2">3人</td> <td rowspan="2">2人</td> </tr> <tr> <td>情報サービス業等</td> <td>20人以下</td> <td rowspan="2">情報通信業</td> <td>情報サービス業、 インターネット附随 サービス業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農林水産物等 販売業</td> <td colspan="3">市内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に市外の者に販売する事業</td> <td>放送業</td> <td>有線放送業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						事業の名称	小規模 企業者の 定義	日本標準産業分類における区分			増加常用従業員数		大分類	中分類	小分類	小規模 企業者以外	小規模 企業者	製造業	20人以下	製造業			3人 R9.3.31 まで	2人 R9.3.31 まで	旅館業	20人以下	宿泊業、 飲食サービス業	宿泊業		3人	2人	情報サービス業等	20人以下	情報通信業	情報サービス業、 インターネット附随 サービス業		農林水産物等 販売業	市内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に市外の者に販売する事業			放送業	有線放送業
事業の名称	小規模 企業者の 定義	日本標準産業分類における区分			増加常用従業員数																																						
		大分類	中分類	小分類	小規模 企業者以外	小規模 企業者																																					
製造業	20人以下	製造業			3人 R9.3.31 まで	2人 R9.3.31 まで																																					
旅館業	20人以下	宿泊業、 飲食サービス業	宿泊業		3人	2人																																					
情報サービス業等	20人以下	情報通信業	情報サービス業、 インターネット附随 サービス業																																								
農林水産物等 販売業	市内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に市外の者に販売する事業			放送業	有線放送業																																						
④公害発生の恐れのないもの																																											
⑤建築基準法による用途地域の制限を超えないこと																																											
奨励措置	①固定資産税・都市計画税の課税免除（3年間）																																										
	②制度融資「十日町市企業設置資金」（後述）の融資資格付与																																										
	③利子補給金…5年以上の長期借入金の年度末残高1%を限度として5年間交付																																										
	④事業用地取得費助成金…取得費の30%又は3,000万円のいずれか少ない額を交付 ※用地取得後3年以内に事業を開始すること																																										
	⑤事業用地造成費助成金…造成費の30%又は1,000万円のいずれか少ない額を交付																																										
⑥雇用促進奨励金…下表の額を、5年間に分割して交付（上限2,000万円）																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>増加する常用従業員数</th> <th>交付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3人(2人)以上10人未満</td> <td>1人あたり10万円（2万円/年）</td> </tr> <tr> <td>10人以上30人未満</td> <td>1人あたり15万円（3万円/年）</td> </tr> <tr> <td>30人以上</td> <td>1人あたり20万円（4万円/年）</td> </tr> </tbody> </table>						増加する常用従業員数	交付額	3人(2人)以上10人未満	1人あたり10万円（2万円/年）	10人以上30人未満	1人あたり15万円（3万円/年）	30人以上	1人あたり20万円（4万円/年）																														
増加する常用従業員数	交付額																																										
3人(2人)以上10人未満	1人あたり10万円（2万円/年）																																										
10人以上30人未満	1人あたり15万円（3万円/年）																																										
30人以上	1人あたり20万円（4万円/年）																																										
⑦便宜供与…公共性のある道路・排水路整備に対し、増加する従業員1人につき10万円を交付。ただし、必要経費の1/2で200万円を上限																																											
⑧大規模企業立地促進奨励金（上限5,000万円） 次の要件のいずれかを満たす場合、審査会の決定した奨励金額を交付																																											
a) 増加する常用従業員数が50人超																																											
b) 投資額が製造業の場合は5億円超、その他業種の場合は2億円超であること																																											
c) その他、地域経済への著しい貢献が認められる又は見込まれること																																											

■企業設置資金

内 容	<ul style="list-style-type: none">・融資限度額 1. 5億円（特に市長が認めた場合は2億円）・融資利率 1. 1%（信保付） 1. 3%（その他）・償還期間 10年（据置期間1年以内を含む）
条 件	<ul style="list-style-type: none">・前記「十日町市企業設置奨励条例」により奨励企業の指定を受けること・設備投資に係る資金の借入であること・取扱金融機関は十日町市内に支店のある銀行等（第四北越銀行津南支店含む）
信用保証料 補給	<ul style="list-style-type: none">・対象貸付額：5,000万円以下（5,000万円超えの場合は、5,000万円相当分）・対象機関：新潟県信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、農林漁業信用基金

本資料は概要版です。詳細については、窓口までお問い合わせください。

3. 申請方法

申請は随時受け付けております。設備投資の予定がありましたらお早めにご相談ください。



お問合せ先：十日町市産業政策課 産業振興係（025-757-3139）

令和6年4月1日版